平成２８年（フ）第１０６６号
札幌市厚別区大谷地東７丁目６番１―1203号
破産者　伊原　英輔
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０６７号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目２番20号　寺田ハイツ101号
破産者　水尾　範行
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１４２号
札幌市北区麻生町１丁目７番３号　ＪＰコート麻生103号
破産者　杉澤　裕介
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１５２号
札幌市中央区南15条西15丁目１番30号　特定医療法人社団慶愛会札幌花園病院、住民票上の住所札幌市東区北34条東８丁目２番３号和佳見ハウス６号
破産者　酒井　　滿
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９０９号
埼玉県志木市中宗岡５丁目18番35―203号
破産者　ゆめ工房こと　齋藤　幸男
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９１０号
埼玉県志木市中宗岡５丁目18番35―203号
破産者　ゆめ工房こと　江尻　恵子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２１号
埼玉県川口市朝日１丁目１番１―720号　グリーンビューニュー川口
破産者　高橋　智弘
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３９号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5468番地１　Ｍｅｒｒｙ　Ｉｓｌａｎｄ　Ⅳ101、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町内宿台６丁目48番地２
破産者　松崎真由美
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４３号
さいたま市中央区大戸５丁目24番10号
破産者　坂巻　大介
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
埼玉県和光市南１丁目29番32号、旧住所埼玉県和光市新倉３丁目４番10号　みどり荘202
破産者　栗原　　誠
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目７番20―201号
破産者　佐藤　　薫
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目７番20―201号
破産者　杉山いずみ
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７３号
川崎市川崎区旭町１丁目12番７―306号　エクセランド旭町、前住所川崎市川崎区日ノ出２丁目９番15―303号　ライフレビュー川崎イースト
破産者　岸部　保夫
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
川崎市川崎区伊勢町22番４号　ハイツキムラ101
破産者　新井　貞雄
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
新潟市東区空港西２丁目11番39号　メゾンそよ風102号、開始決定時の住所新潟市東区秋葉１丁目18番13号
破産者　大野　吉也
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９１３号
名古屋市名東区社台３丁目82番地の１　カーサ上社106号、開始決定時の住所愛知県大府市江端町４丁目33番地
破産者　滝上　和穂
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５５号
名古屋市北区中味鋺１丁目732番地
破産者　氏川　洋子
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０７８号
名古屋市千種区今池２丁目１番16号　八晃ビル502号、従前の住所名古屋市中区丸の内２丁目１番16号　シャトー丸の内803号
破産者　スリー・シックスティこと　佐々木秀治
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部